

第4回 航空整備士・操縦士の人材確保・活用に関する検討会 議事概要

日時：令和6年4月22日（月） 14:00~16:00

場所：中央合同庁舎2号館1階 共用会議室5

出席者：

（委員（行政以外））

大塚委員、杉原委員、畑辺委員、松尾委員、吉田委員、李家委員

（行政）

航空局 北澤安全部長、石井安全政策課長、木内参事官（航空安全推進）、
湊乗員政策室長、藏安全政策企画官

事務局からの資料説明後、意見交換を行った。委員からの主な意見等は以下のとおり。

- 整備士資格制度については、直近の制度改正から長い期間が経っており、様々な関係者の話も聞きながら、今回抜本的な見直しを検討いただいたものと考えている。
- ヒアリングした結果に応じて対策をまとめていただき、業界として感謝する。整備士の人材不足は特に厳しい状況に置かれているため、即効性のあるものから取り組んでいきたいと考えており、業界も今後の検討に協力したい。
- 今回の重点テーマにない項目の取扱いはどうなるか。
→（事務局回答）重点テーマ以外の項目は、事実確認が必要なもの、業界関係者と調整が必要なもの等であるため、中間とりまとめ以降に関係者と議論を続けることを考えている。
- ジェネアビにおいては運航整備士があまり有効に使われていなかったが、型式共通で整備可能な範囲をつくることで、効果的な制度改革になると考えている。
- 運用許容基準（MEL）の適用に伴う整備措置については、型式共通で整備可能な範囲に含める想定か。
→（事務局回答）MELの取扱いは重要な要素と認識しているが、MELの適用時に求められる整備作業には、装備品の不作動処置を始めとして様々なものがあり、ひとくくりにはできないため、今後、関係者と連携して議論していきたい。
- 等級整備士資格の試験科目の1つである「動力装置の操作」の取扱いは、今回見直しを行わないという理解でよいのか。

→（事務局回答）「動力装置の操作」については欧州のルールを確認したところ、整備士資格に係る訓練・試験項目に含まれていること、また、事業者の中には「動力装置の操作」を試験科目に引き続き入れてほしいという声もあることから、試験科目に引き続き残すことを考えている。

- 能力ベースの教育に見直す際に、指定養成施設の教官数の要件についても、一律の要件から能力ベースの考え方に変わるとよいのではないかと。
- 欧州では整備後の確認のリモート化は認められていないとのことだが、ドローンを用いた航空機の外観点検は欧州でも行われているとあり、このような作業であればリモート化できるということか。
→（事務局回答）「整備作業」と「整備作業後の確認」に分かれる。ドローンを用いた点検などの「整備作業」については、内容に応じてリモート化できると考えている。一方で、「整備作業後の確認」については諸外国を含めて現状整備士が実機で確認を行っており、これをリモート化できるか否かは今後検証が必要と考えている。
- 重点テーマの一部は項目同士が関連しているので、横串を通して検討いただきたい。
- 退官した自衛隊整備士を有効活用するため、リスクリングなどの制度を活用して民間航空会社への移行をサポートすることが考えられるのではないかと。
- 航空教室などの取り組みをメディアに取材してもらい放送してもらう等の広報活動ができると効果的ではないかと。
- 自衛隊整備士の活用については、航空局や航空業界から見て良い制度とするだけでなく、自衛隊側から見て良いものとなるよう検討していただきたい。

以上